(目的)

第1条 この要綱は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律 第123号。以下「法」という。)第77条及び地域生活支援事業実施要綱(平成18年8月1日付障発 0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。)に基づく日常生活用具給付等事業(以 下「事業」という。)を実施し、日常生活を営むのに著しく支障のある法に基づく重度障害者及び 重度障害児(以下「障害者等」という。)に対し、日常生活用具(以下「用具」という。)を給付又 は貸与(以下「給付等」という。)することにより、日常生活の便宜を図り、もって障害者等の福 祉の増進に資することを目的とする。

(事業の実施)

第2条 この事業の実施主体は、合志市(以下「市」という。)とする。ただし、市は、事業の実施に当たって、用具の給付等を適切に実施することができる者(以下「事業者」という。)に事業の実施を委託することができる。

(用具の種目及び給付等の対象者)

- 第3条 対象者は、市内に居住地を有する障害者等で、給付等の対象となる用具は、<u>次の各号</u>に掲げるものとする。ただし、<u>介護保険法(平成9年法律第123号)</u>により、給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者は対象者から除く。
 - (1) 給付等の対象となる用具の種目は、<u>別表第1</u>及び<u>別表第2</u>の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、<u>同表</u>の「対象者」欄に掲げる在宅の障害者等又は市長がこれに準ずる者として認めた者とする。ただし、1か月以内に施設等から退所し、在宅に戻る予定の者で、在宅生活のために用具の給付等が必要と認められる場合は給付の対象とする。
 - (2) 既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申請については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)」を勘案し、前回の給付日より<u>別表</u>の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合はこの限りではない。また、当該期間を経過した後においても、修理不能の場合若しくは再交付の方が、部品の交換よりも真に合理的・効果的と認められる場合又は操作機能の改善等伴う新たな機器の方が用具の使用効果が向上する場合に限り、再交付が可能であるものとする。
 - (3) 用具の貸与の対象者は、<u>前号</u>に掲げる障害者等であって、所得税非課税世帯に属する者とする。

(申請)

- 第4条 用具の給付等の助成を受けようとする障害者等又はその保護者(配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で障害者等を現に保護する者をいう。以下同じ。)(以下「申請者」という。)は、日常生活用具給付(貸与)申請書(<u>様式第1号</u>)を市長に提出しなければならない。
- 第5条 市長は、<u>前条</u>の規定による申請があったときは、必要な調査等を行い、日常生活用具給付 (貸与)調査書(<u>様式第2号</u>)を作成し、給付等の要否を決定しなければならない。また、市長が必要 と認める場合は、申請者に対し医師意見書の提出を求めることができる。 (決定)
- 第6条 市長は、<u>前条</u>の調査により用具の給付等の可否を決定したときには、日常生活用具給付(貸与)決定・却下通知書(<u>様式第3号</u>)により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、<u>前項</u>の規定により用具の給付等を決定したときは、日常生活用具給付(貸与)券(<u>様式第4</u> 号。以下この節において「給付券」という。)を申請者に交付するものとする。 (用具の給付)
- 第7条 <u>前条第1項</u>の規定により用具の給付等の決定を受けた者(以下この節において「給付等決定者」という。)は、用具納入業者(以下「業者」という。)に給付券を提出して用具の給付等を受けるものとする。

2 <u>前項</u>の業者とは、日常生活用具の販売等を業とするもので、市長と当該事業に係る用具の給付に ついて委託契約を締結したものをいう。

(用具の貸与)

- 第8条 <u>第6条第1項</u>の規定により用具の貸与の決定を受けた者は、市長と貸借の契約を締結し、用具の貸与を受けるものとする。
- 2 用具の貸与の期間は、貸与決定の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、貸与期間が満了する日までに市長が貸与取消の決定を行わないときは、1年間その期間を延長するものとし、その後において期間が満了するときもまた同様とする。

(費用の負担)

- 第9条 <u>第6条第1項</u>の規定により用具の給付等の決定を受けた障害者等又はその保護者(以下「給付等決定者等」という。)は、当該用具の給付等に要する費用の一部を業者に直接支払うものとする。
- 2 <u>前項</u>の規定により支払う額(以下「費用負担額」という。)は、<u>法</u>に基づく補装具費の支給の例に よるものとする。

(業者への支払い)

第10条 市長は、業者から用具の給付等に係る費用の請求があったとき(給付の場合は、給付券を添付して)は、当該用具の給付等に要した費用から<u>前条</u>の規定により給付等決定者等が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。この場合において、用具の給付に要した費用は、<u>別表</u>の「基準額」の欄に定める額の範囲内とする。

(貸与の取消し)

- 第11条 市長は、用具の貸与を受けた者が<u>次の各号</u>のいずれかに該当するときは、貸与を取り消す ものとする。
 - (1) 第3条第3号の規定による対象者でなくなったとき。
 - (2) 貸与の対象となる障害者等でなくなったとき。
 - (3) 市内に居住地を有しなくなったとき。
 - (4) 障害者等が死亡したとき。
 - (5) 用具の貸与を必要としなくなったとき。
- 2 市長は、<u>前項</u>の規定による取消しを行うときは、日常生活用具貸与取消通知書(<u>様式第5号</u>)により用具貸与者に通知するものとする。

(譲渡等の禁止)

第12条 給付等決定者は、当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、 又は担保に供してはならない。

(費用及び用具の返還)

第13条 市長は、虚偽その他不正な手段により用具の給付等の助成を受けた者があるとき、又は用 具の給付等を受けた者が<u>前条</u>の規定に反したときは、当該用具の給付等に要した費用の全部若し くは一部又は当該用具を返還させることができる。

(排泄管理支援用具、人工内耳用電池の特例)

- 第14条 市長は、重度障害者等の申請の手続きの利便を考慮し、排泄管理支援用具、人工内耳用電池については、次のとおり給付券を一括交付することができるものとする。
 - (1) <u>別表</u>の基準額(月額)の範囲内で1か月に必要とする排泄管理支援用具、人工内耳用電池に相当する額の2倍(2か月分)の額を給付券1枚に記載して交付すること。
 - (2) 給付券は、申請1回につき3枚(半年分)まで一括交付すること。
 - (3) 第9条に規定する費用の負担については、給付券1枚につき必要とする排泄管理支援用具、人工内耳用電池に相当する給付額について行うこと。
- 2 <u>第3条第1号</u>の規定にかかわらず、排泄管理支援用具、人工内耳用電池については、対象者が在宅であることを要しないものとし、市長が生活維持のために特に必要と認めた者については給付できるものとする。
- 3 排泄管理支援用具について、医師意見書等により市長が特に必要と認めた場合に、複数種目を同 時に給付することができる。

(台帳の整備)

第15条 市長は、用具の給付等の状況を明確にするため、日常生活用具給付(貸与)台帳(<u>様式第6号</u>)を整備するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。
 - (合志市重度障害者日常生活用具給付実施要綱の廃止)
- 2 合志市重度障害者日常生活用具給付実施要綱(平成18年合志市告示第63号)は廃止する。 (委託業者の特例)
- 3 平成18年9月30日までに、合志市重度障害者日常生活用具給付実施要綱(平成18年合志市告示第63号)に基づき、市と委託契約を締結している業者については、平成18年度10月以降も委託契約しているものとみなす。

(経過措置)

4 この要綱の施行の際、現に廃止前の合志市重度障害者日常生活用具給付実施要綱(平成18年合志市告示第63号)の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(平成21年告示第46号)

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則(平成23年3月2日告示第10号)

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成22年11月1日から適用する。

附 則(平成25年3月28日告示第30号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年2月14日告示第2号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月4日告示第4号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年5月19日告示第16号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の合志市日常生活用具給付等事業実施要綱の規定は、 令和4年4月1日から適用する。

別表第1(第3条、第10条、第14条関係)

種別	種目	対象者	性能	基準額	耐用年数
介護・訓練用支援 用具	特殊寝台		腕、脚等の訓練のできる 器具を付帯し、原則とし て身体障害者の頭部及び 脚部の傾斜角度を個別に 調整できる機能を有する もの	154, 000円	8年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を必要とする身体障害者(身体障害児の場合は2級を含む。)、及び重度又は最重度の知りでである。 重度又は最重度の知りである。 重度として3歳以上の者	褥瘡の防止又は失禁等に よる汚染又は損耗を防止 できる機能を有するもの	19, 600円	5年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障 害1級で常時介護を要 する身体障害者 (児)。ただし、原則	尿が自動的に吸引される もので、身体障害者(児) 又は介護者が容易に使用 し得るもの	67, 000円	5年

		として学齢児以上の 者			
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)で、入浴に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。ただし、原則として3歳以上の者	身体障害者(児)を担架に 乗せたままリフト装置に より入浴させるもの	82, 400円	5年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者。ただし、原則として学齢児以上の者	介助者が身体障害者(児) の体位を変換させるのに 容易に使用し得るもの	15, 000円	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障 害2級以上の身体障害 者(児)。ただし原則 として3歳以上のもの	介護者が身体障害者(児) を移動させるにあたっ て、容易に使用し得るも の。ただし、天井走行型 その他住宅改修を伴うも のを除く。	159, 000円	4年
	訓練いす	下肢又は体幹機能障 害2級以上の身体障害 児で原則3歳以上の者	原則として付属のテーブ ルを付けるものとする。	33, 100円	5年
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障 害2級以上の身体障害 児で原則学齢児以上 の者	腕又は脚の訓練等できる 器具を備えたもの	159, 200円	8年
自立生活支援用具	入浴補助用 具	下肢又は体幹機能に 障害を有する身体障 害者(児)で入浴に介 助を必要とする者。 ただし、原則として3 歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障害者(児) 又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90, 000円	8年
	便器	下肢又は体幹機能障 害2級以上の身体障害 者(児)。ただし、原 則として学齢児以上 の者	身体障害者(児)が容易に 使用し得るもので手すり つきのもの。ただし、取 替えに当たり住宅改修を 伴うものを除く。	4, 450円	8年
	T字状・棒 状のつえ	平衡機能又は下肢若 しくは体幹機能障害3 級以上の身体障害者 (児)。ただし、原則 として学齢児以上の 者	身体障害者(児)が容易に 使用し得るもの	4, 460円	2年
	歩行支援用 具(移動・ 移乗支援用 具)	平衡機能又は下肢若 しくは体幹機体に 害を有する、 を の を の を が を が い に お り を が と に お り を が し り で 、 お り を が し り る り る し り る と し る り る と し る り る と し る り る と る と る と る と る と る と る と る と る と	おすでは なス のすりと。 のすりと。 のすりと。 のかすことが のかすことが のかすことが のかすことが のかったが ののかったが ののかったが ののが でとする ののが ののが ののが ののが ののが ののが ののが のの	60, 000円	8年

		ただし、設置に当たり住 宅改修を伴うものを除 く。		
頭部保護帽	平衡機体にやいる という でいます では、 という では、 という でいる という でいる という でいる という	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	36, 750円	3年
特殊便器	上肢障害2級以上の身 体障害者(児)及び重 度又は最重度の知練 障害者(児)で訓練を 行っても自力での 便後の処理が困難 と で が して学齢児以上の者	足踏ペダルで温水温風を 出し得るもの及び知的障 害者(児)を介護し得るも 者容易に使用し得るも ので温水温風を助替えて もの。ただし、 いたり住宅改修を伴うも のを除く。	151, 200円	8年
火災警報器	障害等級2級以上の身 体障害者(児)又は重 度若しくは最重度の 知的障害者(児)で の で それぞれ火災発 生の 感知及び避難が	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15, 500円	8年
自動消火器	著しく困難な者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく 知及び避難が著しく困難な者のみの世帯 又はこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は 炎の接触で自動的に消火 液を噴射し、初期火災を 消火し得るもの	28, 700円	8年
電磁調理器	視覚障害2級以上の視 覚障害者で盲人のみ でこれに 世帯及びこれ 度 でる世帯又は重度 に を を は 最重度 の 世帯 と は 最重度 の 世帯 と は 最 重 を り に は ま で い と は ま で と は ま り に り に り に り に り に り に り に り に り に り	視覚障害者又は知的障害 者が容易に使用し得るも の	41,000円	6年
歩行時間延 長信号機用 小型送信機	視覚障害2級以上の身 体障害者(児)。ただ し、原則として学齢 児以上の者	視覚障害者(児)が容易に 使用し得るもの	7,000円	10年
聴覚障害者 用屋内信号 装置	聴覚障害2級以上の聴 覚障害者(児)で聴覚 障害者(児)のみの世 帯及びこれに準ずる 世帯	音、声音等を視覚、触覚 等により知覚できるもの	87, 400円	10年
防音保護具	発達障害を有し、療育手者を有るとは 育手機に 神保健に を専門に で は は は は は は る き に い す き に い す き に い き に り き に り き に り き に り き に り き り き り き	不適応行動の原因となる 刺激音を取り除く、又は 軽減するもの	15, 000円	5年

在宅療養 等支援用 具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上 の身体障害者(児)。 ただし、原則として3 歳以上の者	透析液を加温し、一定温 度に保つもの	51, 500円	5年
	ネブライザ ー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以 上又は同程度の身体 障害者(児)であっ	身体障害者(児)が容易に 使用し得るもの	36,000円	·
	電気式たん 吸引器	て、必要と認められる者		56, 400円	
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在 宅酸素療法を行う身 体障害者(児)		17, 000円	10年
	盲人用体温 計(音声式)	視覚障害2級以上の視 覚障害者(児)で盲人 のみの世帯及びこれ に準ずる世帯。ただ し、原則として学齢 児以上の者	視覚障害者(児)が容易に 使用し得るもの	9,000円	5年
	盲人用体重 計	視覚障害2級以上の視 覚障害者(児)で盲人 のみの世帯及びこれ に準ずる世帯。ただ し、原則として学齢 児以上の者	視覚障害者(児)が容易に 使用し得るもの	18,000円	5年
	動脈血中酸 素飽和度測 定器(パル スオキシメ ーター)	呼吸器障害が3級以上 の身体障害者(児)で あって、在宅酸素療 法者又は人工呼吸器 装着者	身体障害者(児)が容易に 使用し得るもの	50,000円	5年
情報·意 思用具 援用具	携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能若しくなっていい。 一般能等である著していい。 一方でではないでは、 一方でででは、 一方でででは、 一方でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	携帯式で、ことばを音声 又は文章に変換する機能 を有し、身体障害者(児) が容易に使用し得るもの	98, 800円	5年
	情報・通信 支援用具	上肢機能障害2級又は 視覚障害2級以上の身 体障害者(児)	障害者向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーショントフト 上肢機能障害者(児) インテリキー、ジョイステック等視覚障害者(児) 画面・ボソフト等	100, 000円	6年
	点字ディス プレイ	視覚障害2級以上の身 体障害者(児)	文字等のコンピュータの 画面情報を点字等により 示すことのできるもの。 文字等のコンピュータの 画面情報を点字等により 示すことのできるもの	383, 500円	6年
	点字器	視覚障害2級以上の視 覚障害者(児)。原則 として学齢児以上の 者	視覚障害者(児)が容易に 使用し得るもので次のと おりとする。 (1) 標準型 ア 両面書真鍮板製	(1) 標準型 ア 10,400円	標準型 7年

			イ 両面書プラスチッ	イ 6,600円	
			ク製 (2) 携帯用	(2) 携帯用	携帯型
			ア 片面書アルミニュ ーム製	ア 7,200円	5年
			イ 片面書プラスチッ ク製	イ 1,650円	
	人工内耳用 電池	人工内耳埋込手術を 受けている聴覚障害 者(児)	人工内耳に使用する電池	月額 2,500円	
情報・意 思疎通支 援用具	点字タイプ ライター	視覚障害2級以上の視 覚障害者(児)で就労 若しくは就学してい る者又は就労が見込 まれる者	視覚障害者(児)が容易に 使用し得るもの	63, 100円	5年
	視覚障害者用ポータダー	視覚障害者2級以上の 視覚障害者(児)。た だし、原則として学 齢児以上の者	音声第又は認識によるよと を を は認識によるよと を が の の の の の の の の の の の の の	再生専用 35,00 0円 録音再生 85,00 0円	6年
	視覚障害者 用活字文書 読上げ装置	視覚障害2級以上。ただし、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に 記載された当該文字情報 を当また情報を読り を一時に を一時に を を り、 音に で 、 後能 を 有 り、 も の で 、 視 覚 に り 、 は り に り 、 は り に り 、 は り に り 、 は り に り に り に り に り に り に り に り に り に り	99, 800円	6年
	視覚障害者 用読書器	視覚に障害を有)に に障害者(児)に に障害者(児)に を有でよる でまる での になった になった でも でも でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる	印刷物等をとらえ、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの。音声読み上げ機能が付加されているものも可	198, 000円	8年
	暗所視支援 眼鏡	原則として学齢児以 上の視覚障害者(児) であって、医師の意 見書で有用性が認め られる者	画像入力装置を見たいも のにかざすことで、明る く拡大された画像等をモ ニターに映し出せるもの	395, 000円	8年
	視覚障害者 用地上デジ タル放送対 応ラジオ	視覚障害2級以上の身体障害者(児)。視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	地上デジタルテレビ放送 を受信する機能を有し、 かつ、災害時の緊急放送 を受信するもので、視覚 障害者(児)が容易に使用 し得るもの	29, 000円	6年
	盲人用時計	視覚障害2級以上の視 覚障害者(児)。ただ し、原則として学齢 児以上の者	視覚障害者(児)が容易に 使用し得るもの	13, 300円	10年

	聴覚障害者 用通信装置	聴覚障害しい 悪選に を を を を を を を を を を を を を	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障害者(児)等が容易に使用できるもの	71,000円	5年
	聴覚障害者 用情報受信 装置	聴覚障害者(児)であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付き組 下書で書(児)用番組 で書者(児)用番組 で書者(児)用番組 で手話のの で手話のの で手話のの で手話のを でもり でもいる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	88, 900円	6年
	人工喉頭	喉頭摘出者	笛式 呼気によりゴム等 の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音 源を口腔内に導き構音 化するもの	笛式 8,100円	4年
			電動式 顎下部等にあて た電動板を振動させ経 皮的に音源を口腔内に 導き構音化するもの	電動式 70,100 円	5年
情報・意文	福祉電話 (貸与)	聴し害者身でコン段るは者害者れてコン段るは者害者のには言すな害上)ケ連必らクしは世るは言すな害上)ケ連必らクしは世るとを等体級ユ緊し認アた等み準能に障難とで一絡要れス、身帯世とのするが者貸覚障びのヨのが者貸覚障びも、とて、手あ又与障害これを発して、手あ又与障害これを表表して、手あ又与障害これを表表して、手あ又与障害これを表表して、手あ又与障害といい。	聴覚障害者等又は身体障害者が容易に使用し得る もの	新規設置 83,30 0円 回線切換のみ 2,000円	
	ファックス (貸与)	聴し級等ニ連必ら電むケなのず では言いのつかのが者 にっている にいる では ととだを を といる で で が まる に まる いっかい で かられば に まる に は いっかい で かられば に は いっかい で かられば に は いっかい で かられば に は いっかい で がられば に は いっかい で は いっかい で は いっかい で は いっかいがっかい いっかい いっかい いっかい いっかい いっかい いっかい	聴覚障害者等が容易に使 用し得るもの	7, 700円	
	視覚障害者 用ワードプ ロセッサー (共同利用)	視覚障害者(児)で就 労若しくは就学して いる者又は就労が見 込まれる者	編集、校正機能を持ち、 日本点字表記法に基づ き、入力した文章を自動 的に点字変換が可能で点	1,030,000円	

			字プリンターとの連動に		
			より点字文書の作成及び音声化ができるもの		
	点字図書	市町長が別に定める。			
	埋込型人工 咽頭用人工 鼻	喉頭摘出者のうち常 時埋込型の人工喉頭 を使用する者	呼気を加温・加湿させ、 手動又は自動で気管孔を 閉鎖することでシャント 発声を可能するもの(接 続器具、被膜材、接着剤 及び剥離剤、衛生用品等 の附属品を含む)。	24, 000円	1月
排泄管理支援用具	ストマ装具	人工肛門または人工 膀胱造設者	蓄便袋 低刺激性の粘着 剤を使用した密封型又は 下部開放型でラテックス 製又はプラスチックフィ ルム製の収納袋	蓄便袋 ストマ1箇所あた りの月額 8,858円	
			蓄尿袋 低刺激性の粘着 剤を使用した密封型のラ テックス製又はプラスチ ックフィルム製の収納袋 で尿処理用のキャップ付 のもの	蓄尿袋 ストマ1箇所あた りの月額 11,639円	
	紙おむつ等	ストマの著しい変装 等によりストマ装具 の使用が困難な者高度 は3歳以上の者で排便若しくは排 機能障害の者又は 機能障害の機能障害 源性運動機能障害 つ意思表示困難者	紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品	月額 12,000円	
	収尿器	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を つけるもの	男性用 普通型 7,700円 簡易型 5,700円 女性用 普通型 8,500円 簡易型 5,900円	1年
住宅改修費	居宅生活動 作補助用具	市長が別に定める			_

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。

別表第2(第3条、第10条、第14条関係) 難病患者等にかかる対象種目等

種別	種目	対象者	性能		耐用年 数
介護・ 訓練用 支援 具	特殊寝台	寝たきりの状態に ある者	腕、脚等の訓練のできる器 具を付帯し、原則として難 病患者等の頭部及び脚部の 傾斜角度を個別に調整でき る機能を有するもの	154,000円 8	8年

	特殊マ ット	寝たきりの状態に ある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年
	特殊尿 器	自力で排尿できな い者	尿が自動的に吸引されるも ので、難病患者等又は介護 者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年
	体位変 換器	寝たきりの状態に ある者	介助者が難病患者等の体位 を変換させるのに容易に使 用し得るもの	15,000円	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能 に障害のある者	介護者が難病患者等を移動 させるにあたって、容易に 使用し得るもの。ただし、 天井走行型その他住宅改修 を伴うものを除く。	159,000円	4年
	訓練用 ベッド	下肢又は体幹機能 に障害のある者	腕又は脚の訓練等できる器 具を備えたもの	159, 200円	8年
自立生 活支援 用具	入浴補 助用具	入浴に介助を要す る者	入浴時の移動、座位の保 持、浴槽への入水等を補助 でき、難病患者等又は介助 者が容易に使用し得るも の。ただし、設置に当たり 住宅改修を伴うものを除 く。	90,000円	8年
	便器	常時介護を要する者	難病患者等が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	4,450円 5,400円 (便器に手すりをつけ た場合)	8年
	歩援移乗用 支具· 支具)	下肢が不自由な者	お有で・	60, 000円	8年
	特殊便器	上肢機能に障害の ある者	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151, 200円	8年
	自動消 火器	火災発生の感知及 び避難が著しく困 難な難病患者等の みの世帯及びこれ に準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎 の接触で自動的に消火液を 噴射し、初期火災を消火し 得るもの	28, 700円	8年
在宅療 養等支 援用具	ネブラ イザー (吸入 器)	呼吸器機能に障害 のある者	難病患者等又は介護者が容 易に使用し得るもの	36, 000円	5年
	電気式 たん吸 引器			56, 400円	5年

	動中飽測(ノオメー) 血素度器スシター	人工呼吸器の装着 が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタ リングすることが可能な機 能を有し、難病患者等が容 易に使用し得るもの	157, 500円	5年
住宅改修費	居宅生 活動作 補助用 具	市長が別に定める。			

(注)

- 1 難病患者等の範囲は、障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める疾病とする。
- 2 対象者、種目、性能及び基準額については、平成24年度難病患者等日常生活用具等給付事業による。

様式(省略)